

児 童 館

(児童厚生施設)

指導監査基準

令和5年度

川 崎 市 こ ど も 未 来 局

指導監査基準中の「評価区分」

法令等の適合区分	評価区分	指導形態
法令若しくは通知に対する違反がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合	A	法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求める。
法令等に対する違反であって軽微なものである場合	B	法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、法人等の自主的な是正又は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。
法令等に対する違反ではないが、福祉の向上のため改善が必要な場合	C	「B」に至らない記載ミス等の軽微な誤り、及び水準向上のための助言指導。

運宮編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
1	(平成24年12月14日条例第56号)川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	条例	認可基準条例
2	(平成30年10月1日子発1001第1号)児童館ガイドラインの改正について	国通知	児童館ガイドライン
3	(平成24年5月15日厚生省発児第123号)児童館の設置運営について	国通知	児童館の設置運営要綱
4	(大正11年4月22日法律第70号)健康保険法	法律	健康保険法
5	(昭和29年5月19日法律第115号)厚生年金保険法	法律	厚生年金保険法
6	(昭和49年12月28日号外法律第116号)雇用保険法	法律	雇用保険法
7	(昭和34年4月15日号外法律第137号)最低賃金法	法律	最低賃金法
8	(昭和26年3月29日法律第45号)社会福祉法	法律	社会福祉法
9	(昭和23年7月24日法律第186号)消防法	法律	消防法
10	(昭和36年4月1日号外自治省令第6号)消防法施行規則	省令	消防法施行規則
11	(昭和32年6月15日法律第177号)水道法	法律	水道法
12	(昭和32年12月14日厚生省令第45号)水道法施行規則	省令	水道法施行規則
13	(昭和47年6月8日法律第57号)労働安全衛生法	法律	安衛法
14	(昭和47年8月19日政令第318号)労働安全衛生法施行令	政令	安衛法施行令

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
15	(昭和47年9月30日労働省令第32号)労働安全衛生規則	省令 安衛則
16	(昭和22年4月7日法律第49号)労働基準法	法律 労基法
17	(昭和22年8月30日号外厚生省令第23号)労働基準法施行規則	省令 労基法施行規則
18	(昭和22年4月7日法律第50号)労働者災害補償保険法	法律 労働者災害保険法
19	(平成19年8月28日厚生労働省告示第289号)社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針	告示 厚労省告示289号
20	(平成27年3月31日雇児発0331第1号)児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	国通知 雇児発0331第1号
21	(平成14年8月2日法律第103号)健康増進法	法律 健康増進法
22	(昭和41年7月21日法律第132号)労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	法律 労働施策総合推進法
23	(平成12年5月8日法律第57号)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律 土砂災害防止法

<運営編>

1 児童館の理念・目的等	P 1	6 非常災害対策	P 10
(1)理念・目的	P 1	(1)防火管理者	P 10
(2)施設の特性	P 1	(2)消防計画等	P 10
(3)社会的責任	P 2	(3)避難・消火訓練等	P 10
2 児童館の運営及び利用	P 2	(4)消防用設備	P 11
(1)開館日・開館時間	P 2	(5)避難確保計画	P 11
(2)運営協議会の設置	P 2	(6)防災備蓄	P 11
(3)児童館活動及び運営に関する業務	P 2	(7)業務継続計画	P 12
(4)職員会議	P 3	(8)安全計画	P 12
3 規程及び帳簿の整備	P 3	(9)自動車を運行する場合の所在の確認	P 12
(1)重要事項に関する規程	P 3	7 事故防止	P 12
(2)就業規則等の整備	P 3	8 防災・防犯対策	P 12
(3)帳簿の整備	P 3	9 虐待の禁止と防止	P 13
4 職員の状況	P 4	10 苦情対応	P 13
(1)職員配置及び資格	P 4	11 秘密保持	P 14
(2)職員の職務	P 5	12 利用者等への情報提供	P 14
(3)職場倫理	P 6	13 業務の質の評価等	P 14
(4)労働条件の明示	P 6		
(5)職員給与等の状況	P 6		
(6)社会保険の加入	P 7		
(7)職員の確保と定着化	P 7		
(8)安全衛生管理体制	P 7		
(9)雇用管理上の措置等	P 7		
(10)職員の健康診断	P 7		
(11)職員研修	P 8		
5 施設・設備の安全管理	P 8		
(1)施設・設備の状況	P 8		
(2)施設・設備の安全、衛生	P 9		
(3)飲料水等の衛生管理	P 9		
(4)施設の害虫駆除等	P 9		
(5)施設内の受動喫煙の防止	P 9		

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>1 児童館の理念・目的等 (1)理念・目的</p>	<p>1 理念 児童館は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。</p> <p>2 目的 児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。</p>	<p>1 児童館の理念及び目的に沿った事業を実施しているか。</p>	<p>(1)児童館の理念及び目的に沿った事業を実施していない。</p>	<p>A</p>	<p>(1)児童館ガイドライン第1章1、2 (2)児童館設置運営要綱第1-1</p>
<p>(2)施設の特徴</p>	<p>1 施設の基本特性 児童館は、子どもが、そのおかれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実されることが求められる。 ①子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。 ②子どもが遊ぶことができる。 ③子どもが安心してくつろぐことができる。 ④子ども同士にとって出会いの場になることができる。 ⑤年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。 ⑥子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けを求めたりする職員がいる。</p> <p>2 児童館の特性 児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。 ①拠点性 児童館は、地域における子どものための拠点(館)である。 子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」(以下「児童厚生員」という。)がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。 ②多機能性 児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接かかわることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。 ③地域性 児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。</p>	<p>1 施設の基本特性を考慮しているか。</p> <p>1 拠点性を有しているか。</p> <p>2 多機能性を有しているか。</p> <p>3 地域性を有しているか。</p>	<p>(1)施設の基本特性を考慮していない。</p> <p>(1)拠点性を有していない。</p> <p>(1)多機能性を有していない。</p> <p>(1)地域性を有していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)児童館ガイドライン第1章3(1)</p> <p>(1)児童館ガイドライン第1章3(3)</p> <p>(1)児童館ガイドライン第1章3(3)</p> <p>(1)児童館ガイドライン第1章3(3)</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)社会的責任 2 児童館の運営及び利用 (1)開館日・開館時間 (2)運営協議会等の設置 (3)児童館活動及び運営に関する業務	1 社会的責任 (1)児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保証する必要がある。 (2)児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。 (3)児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。 (4)児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。 1 開館時間 ①開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。 ②学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。 1 運営協議会等の設置 ①児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、子どもの保護者、教職員等を構成員とする運営協議会を設置し、その意見を聴くこと。 ②子どもを運営協議会の厚生員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。 ③運営協議会等は、年間を通して定期的に開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。 1 児童館活動及び運営に関する業務 (1)児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。 (2)遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。 (3)活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。 (4)運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。 (5)日常の利用状況や施設の管理状況等について記録する。 (6)業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。 (7)広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。	1 子どもの人権に十分に配慮し、人格を尊重しているか。 2 地域社会と交流や連携を図り、活動内容を適切に説明するよう努めているか。 3 子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しているか。 4 子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めているか。 1 開館日・開館時間を地域の実情に合わせて設定しているか。 1 運営協議会等を設置しているか。 2 運営協議会等の意見を聴いているか。 3 運営協議会を適切に開催しているか。 1 事業計画、活動計画を作成しているか。 2 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行っているか。 3 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。 4 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。 5 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。 6 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。	(1)子どもの人権に十分に配慮し、人格を尊重していない。 (1)地域社会と交流や連携を図り、活動内容を適切に説明するよう努めていない。 (1)子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意していない。 (1)子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めていない。 (1)開館日・開館時間を地域の実情に合わせて設定していない。 (1)運営協議会等を設置していない。 (1)運営協議会等の意見を聴いていない。 (1)運営協議会を適切に開催していない。 (1)事業計画、活動計画を作成していない。 (1)遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行っていない。 (1)活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。 (1)運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行っていない。 (1)日常の利用状況や活動の内容等について記録していない。 (1)業務の実施状況や施設の管理状況等について記録していない。	A A A A A A A A A A A A	(1)児童館ガイドライン第1章4(1) (1)児童館ガイドライン第1章4(2) (1)児童館ガイドライン第1章4(3) (1)児童館ガイドライン第1章4(4) (1)児童館ガイドライン第6章3(1) (2)児童館の設置要綱第2.3_(3)_7 (1)児童館ガイドライン第6章3(3) (1)児童館ガイドライン第6章3(3) (1)児童館ガイドライン第6章3(3) (1)児童館ガイドライン第5章1(1) (1)児童館ガイドライン第5章1(2) (1)児童館ガイドライン第5章1(3) (1)児童館ガイドライン第5章1(4) (1)児童館ガイドライン第5章1(5) (1)児童館ガイドライン第5章1(6)

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>4 職員の状況</p> <p>(1)職員配置及び資格</p>	<p>1 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する次の各号のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>(1)基準省令第38条第2項第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2)保育士の資格を有する者</p> <p>(3)社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4)学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第20条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(5)学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(6)次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>ア 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者</p> <p>イ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>ウ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>2 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する次の各号のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>(1)基準省令第38条第2項第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2)保育士の資格を有する者</p> <p>(3)社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4)学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第20条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(5)学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(6)次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>ア 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者</p> <p>イ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>ウ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>【再掲】</p>	<p>1 児童の遊びを指導する者を2人以上配置しているか。</p> <p>1 児童の遊びを指導する者は要件を満たしているか。</p>	<p>(1)児童の遊びを指導する者を2人以上配置していない。</p> <p>(1)児童の遊びを指導する者が要件を満たしていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)認可基準条例第54条</p> <p>(2)児童館ガイドライン第6章(6)①</p> <p>(3)児童館の設置要綱第2_3_(2)</p> <p>(1)認可基準条例第54条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)職場倫理	<p>1 児童館の職場倫理</p> <p>(1)職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。</p> <p>(2)職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。</p> <p>①子供の人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。</p> <p>②国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。</p> <p>③子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。</p> <p>④個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。</p> <p>⑤保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。</p> <p>(3)子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。</p> <p>(4)明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。</p>	<p>1 明文化された倫理規範を持ち、尊重し、常に意識し、遵守しているか。</p>	<p>(1)明文化された倫理規範を持っていない。又は尊重し、常に意識し、遵守していない。</p>	B	(1)児童館ガイドライン第5章4、第6章(4)②
(4)労働条件の明示	<p>1 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。</p> <p>使用者が法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の二に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第四号の二から第十一号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働契約の期間に関する事項 ・就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ・始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 ・賃金(退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ・退職に関する事項(解雇の事由を含む。) etc <p>使用者は、法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。</p> <p>法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)とする。</p> <p>法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。</p>	<p>1 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しているか。</p>	<p>(1)労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示していない。</p> <p>(2)労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件の明示が不十分である。</p>	A B	(1)労基法第15条第1項 (1)労基法施行規則第5条第1項～第3項
(5)職員給与等の状況	<p>1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。</p> <p>最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。</p> <p>最低賃金は、毎年10月1日に改定される。なお、令和5年4月1日時点の神奈川県における最低賃金は時給1,071円である。</p>	<p>1 労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているか。</p>	<p>(1)労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていない。</p>	A	(1)最低賃金法第4条第1項、第2項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(6)社会保険の加入	1 健康保険と厚生年金保険は、常時5人以上の従業員を使用する事業所に適用となり、雇用保険と労働者災害補償保険は、労働者を雇用又は使用する事業所に適用となるものであるため、当該事業所に使用される者は、法令に定める者を除き、被保険者となるものである。	1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に、法令に定める者を除き当該事業所に使用される者が加入しているか。	(1)健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に、法令に定める者を除き当該事業所に使用される者が加入していない。	A	(1)健康保険法第3条第3項第1号 (2)健康保険法第3条第1項 (3)厚生年金保険法第6条第1項第1号 (4)厚生年金保険法第12条 (5)雇用保険法第5条第1項 (6)雇用保険法第6条 (7)労働者災害補償保険法第3条第1項 (8)児童館ガイドライン第6章(6)②
(7)職員の確保と定着化	1 社会福祉事業等を経営する者は、前条第二項第二号に規定する措置の内容(社会福祉事業等を経営する者が行う、社会福祉事業等従事者に係る処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。)及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置の内容に関する事項)に即した措置を講ずるように努めなければならない。	1 職員の計画的な採用に努めているか。 2 労働条件の改善等に配慮し、職員の定着促進及び離職防止に努めているか。	(1)職員の計画的な採用に努められていない。 (1)運営に支障が生じるなど、職員の定着促進及び離職防止に努められていない。	A A	(1)社会福祉法第90条第1項 (2)児福指導監査要綱別紙1の2の(2)の第2の2の(3)
(8)安全衛生管理体制	1 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。 法第十二条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。 2 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。	1 常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者が選任され、労働基準監督署に届け出られているか。 1 常時50人以上の労働者を使用する事業場において、産業医が選任され、労働基準監督署に届け出られているか。	(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者が選任され、労働基準監督署に届け出られていない。 (1)常時50人以上の労働者を使用する事業場において、産業医が選任され、労働基準監督署に届け出られていない。	B B	(1)安衛法第12条第1項 (2)安衛法施行令第4条 (3)安衛則第7条第2項 (1)安衛法第13条第1項 (2)安衛法施行令第5条 (3)安衛則第13条第2項
(9)雇用管理上の措置等	1 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	1 労働者の就業環境が害されることがないよう、当該労働者からの相談に応じているか。 2 労働者の就業環境が害されることがないよう、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じているか。	(1)労働者の就業環境が害されることがないよう、相談に応じていない。 (1)労働者の就業環境が害されることがないよう、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じていない。	A B	(1)労働施策総合推進法律第30条の2 (1)労働施策総合推進法律第30条の2
(10)職員の健康診断	1 本市の保育所に勤務する職員については、労働安全衛生関係法令に定めるところにより、雇入時及び定期的に健康診断を実施するものとする。	1 常時使用する職員について、雇入時健康診断を適切(時期及び項目)に実施しているか。 2 常時使用する職員について、定期健康診断を適切(時期及び項目)に実施しているか。 3 上記健康診断の結果を記録しているか。	(1)雇入時健康診断を適切に実施していない。 (1)定期健康診断を適切に実施していない。 (1)上記健康診断の結果が記録されていない。	B B B	(1)認可基準条例第15条第4項 (2)安衛法第66条、第66条の3 (3)安衛則第43条、第44条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(11)職員研修	<p>1 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>児童福祉施設の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>2 児童館職員の研修</p> <p>(1)児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。</p> <p>(2)児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。</p> <p>(3)研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。</p> <p>(4)研修が日常活動にいかされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。</p>	<p>1 各職員が自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。</p> <p>2 職員に対し研修の機会を確保しているか。</p> <p>3 職員全員がこどもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けているか。</p>	<p>(1)各職員が自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に一切努めていない。</p> <p>(2)各職員が自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める中で、努めていない者が多数いる。</p> <p>(1)職員に対し研修の機会を一切確保していない。</p> <p>(2)職員のうち理由なく研修の機会を確保していない者がいる。</p> <p>(1)職員全員がこどもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)認可基準条例第8条</p> <p>(2)児童館ガイドライン第5章5</p> <p>(1)認可基準条例第8条第2項</p> <p>(2)社会福祉法第90条</p> <p>(3)厚労省告示第289号</p>
<p>5 施設・設備の安全管理</p> <p>(1)施設・設備の状況</p>	<p>1 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所、事務執行に必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。</p> <p>※遊戯室、図書室、児童クラブ室以外の設備については併設施設と共用することができる。</p> <p>3 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上(都市部特例においては、163.2平方メートル以上)とし、適当な広場を有すること。</p> <p>ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上(都市部特例においては、138.84平方メートル以上)</p> <p>4 児童館活動を実施するために、設備・備品を備えること。</p> <p>①中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要スペースと備品等</p> <p>②子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な備品等</p> <p>③乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備する</p> <p>5 法第35条第4項の認可を受けた者は、第1項第2号(建物その他設備の規模及び構造並びに図面)若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事(指定都市市長)にあらかじめ届け出なければならない。</p> <p>6 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員については、この限りではない。</p>	<p>1 条例及び要綱に規定された設備を設けているか。</p> <p>1 必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けているか。</p> <p>1 建物の広さは基準を満たしているか。</p> <p>1 児童館活動を実施するために、設備・備品を備えているか。</p> <p>1 当該施設の建物その他設備の規模及び構造並びに図面を変更しようとするとき、あらかじめ市に届出をしているか。</p> <p>1 他の社会福祉施設を併設する場合に、入所している者の居室及び各施設に特有の設備を使用していないか。</p>	<p>(1)条例及び要綱に規定された設備を設けていない。</p> <p>(1)必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けていない。</p> <p>(1)建物の広さが基準を満たしていない。</p> <p>(1)児童館活動を実施するための、設備・備品を備えていない。</p> <p>(1)当該施設の建物その他設備の規模及び構造並びに図面を変更しようとするとき、あらかじめ市に届出をしていない。</p> <p>(1)他の社会福祉施設を併設する場合に、入所している者の居室及び各施設に特有の設備を使用している。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)認可基準条例第53条第2項</p> <p>(2)児童館の設置要綱第2_3(1)7</p> <p>(1)児童館の設置要綱第2_3(1)_7</p> <p>(1)児童館の設置要綱第2_3(1)_4</p> <p>(1)児童館ガイドライン第6章1</p> <p>(1)児福法施行規則第37条第6項</p> <p>(1)認可基準条例第9条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)施設・設備の安全、衛生	<p>1 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。</p> <p><安全な環境の具体例> ・児童が出入りする扉及び窓の指詰め防止措置を講じている。 ・児童が活動する場所において、重量物及び薬品等の危険物が頭上から落下することを防止する措置を講じている。 ・設備、備品及び遊具等の転倒防止措置を講じている。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上の必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。</p>	<p>1 施設の構造設備が児童の保健衛生・危害防止に十分配慮されているか。</p> <p>1 設備が衛生的に管理されているか。</p> <p>2 遊具等の用具が衛生的に管理されているか。</p>	<p>(1)施設の構造設備が児童の保健衛生・危害防止に配慮されておらず、早急な改善を要する。</p> <p>(2)施設の構造設備が児童の保健衛生・危害防止に十分配慮されているとまではいえず、改善を要する。</p> <p>(1)著しく不衛生である。 (2)衛生管理が不十分である。 (1)遊具等が著しく不衛生である。 (2)遊具等の衛生管理が不十分である。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第6条第5項 (2)児童館ガイドライン第5章1(2)</p> <p>(1)認可基準条例第13条</p>
(3)飲料水等の衛生管理	<p>1 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上の必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。【再掲】</p> <p>2 簡易専用水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準(水槽の有効容量の合計が十立方メートル)以下のものを除く。)の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 ・水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。 他</p> <p>3 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。</p>	<p>1 飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>1 有効容量10m³を超える貯水槽を使用している場合には、水槽の掃除を1年以内ごとに1回、行っているか。</p> <p>1 有効容量10m³を超える貯水槽を使用している場合には、当該貯水槽等の管理について、検査を1年以内ごとに1回受けているか。</p>	<p>(1)飲用に供する水について、衛生的な管理に努めていない。</p> <p>(1)有効容量10m³を超える貯水槽を使用している場合には、水槽の掃除を1年以内ごとに1回、行っていない。</p> <p>(1)有効容量10m³を超える貯水槽を使用している場合には、当該貯水槽等の管理について、検査を1年以内ごとに1回受けていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第13条</p> <p>(1)水道法第34条の2第1項 (1)水道法施行規則第55条</p> <p>(1)水道法第34条の2第2項 (1)水道法施行規則第56条第1項</p>
(4)施設の害虫駆除等	<p>1 ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。</p>	<p>1 ねずみ、昆虫等の生息調査を6月以内ごとに1回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1)ねずみ、昆虫等の生息調査を6月以内ごとに1回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)安衛則第619条第2号</p>
(5)施設内の受動喫煙の防止	<p>1 社会福祉施設の管理権原者は、当該施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。 社会福祉施設の管理権原者は、当該施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならない。 上記のほか、社会福祉施設の管理権原者は、当該施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p>1 管理する施設について、禁煙の受動喫煙を防止するために必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1)管理する施設について、禁煙の受動喫煙を防止するために必要な措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)健康増進法第30条第1項、2項、4項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>6 非常災害対策</p> <p>(1)防火管理者</p> <p>(2)消防計画等</p> <p>(3)避難・消火訓練等</p>	<p>1 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。) その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。</p> <p>前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。</p> <p>1 防火管理者は、令第三条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>1 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。) その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。【再掲】</p> <p>2 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六の二)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。</p> <p>3 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。</p> <p>4 消防訓練を実施する場合は消防訓練実施計画報告書(第18号様式)により、その実施結果については消防訓練実施結果報告書(第19号様式)により、報告するよう指導するものとする。</p>	<p>1 防火管理者を選任しているか。</p> <p>2 防火管理者の選任を消防署に届け出ているか。</p> <p>1 消防計画を作成しているか。</p> <p>2 消防計画の作成、変更があった場合に、消防署に届け出ているか。</p> <p>1 地震、風水害その他の非常災害に対する計画が作成されているか。</p> <p>1 消火、通報及び避難訓練を行っているか。</p> <p>1 避難及び消火訓練を年2回以上行っているか。</p> <p>1 避難及び消火訓練を少なくとも毎月1回行っているか。</p> <p>1 避難及び消火訓練を実施する場合に、消防機関に少なくとも1回は報告しているか。</p>	<p>(1)防火管理者を選任していない。</p> <p>(1)防火管理者の選任を消防署に届け出ているか。</p> <p>(1)消防計画を作成していない。</p> <p>(1)消防計画の作成、変更があったものの、消防署に届け出ているか。</p> <p>(1)地震、風水害その他の非常災害に対する計画が作成されていない。</p> <p>1 消火、通報及び避難訓練を行っていない。</p> <p>(1)避難及び消火訓練を年2回以上行っていない。</p> <p>(1)避難及び消火訓練を少なくとも毎月1回行っていない。</p> <p>(1)避難及び消火訓練を実施する場合に、消防機関に1回も報告していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)消防法第8条第1項</p> <p>(1)消防法第8条第2項</p> <p>(1)消防法施行規則第3条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第21条第1項</p> <p>(1)消防法第8条第1項</p> <p>(1)消防法施行規則第3条第10項、第11項</p> <p>(1)認可基準条例第21条第2項</p> <p>(1)川崎市防火管理等に関する規程第26条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(4)消防用設備	<p>1 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。【再掲】</p> <p>2 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p>	<p>1 消火器等の消火用具が設置されているか。</p> <p>2 非常口その他非常災害に必要な設備が設けられているか。</p> <p>1 消防用設備について、定期に、点検(自主点検を含む)及び消防署への報告を行っているか。</p>	<p>(1)消火器等の消火用具が設置されていない。</p> <p>(2)消火器等の消火用具が設置されていても使用できる状態にない。</p> <p>(1)非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていない。</p> <p>(2)非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていても使用できる状態にない。</p> <p>(1)消防用設備について、定期に、点検(自主点検を含む)及び消防署への報告を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第21条第1項</p> <p>(1)消防法第17条の3の3</p>
(5)避難確保計画	<p>1 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。</p> <p>第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。</p>	<p>1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者が、避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しているか。</p> <p>1 避難確保計画を作成したときに、遅滞なく、これを市に報告しているか。これを変更したときも、報告しているか。</p> <p>1 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を行っているか。</p> <p>2 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練の結果を市町村長に報告しているか。</p>	<p>(1)市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者が、避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成していない。</p> <p>(1)避難確保計画を作成したときに、遅滞なく、これを市に報告していない。これを変更したときも、報告してない。</p> <p>(1)避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を行っていない。</p> <p>(1)避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練の結果を市町村長に報告していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)水防法第15条の3第1項 (2)土砂災害防止法8条の2第1項</p> <p>(1)水防法第15条の3第2項 (2)土砂災害防止法8条の2第2項</p> <p>(1)水防法第15条の3第5項 (2)土砂災害防止法8条の2第5項</p>
(6)防災備蓄	<p>1 災害発生に備えて、平常時から食料等を備蓄するとともに、災害時の連絡・協力体制を事前に確認するなど体制を構築しておくよう努めること。</p>	<p>1 防災用の水・食料等を備蓄しているか。</p>	<p>(1)防災用の水・食料等を備蓄していない。</p>	<p>C</p>	<p>(1)雇児発0331第1号1(1)</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(7)業務継続計画	<p>1 児童福祉施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>	<p>1 業務継続計画を作成しているか。</p> <p>1 職員に対し、業務継続計画について周知しているか。</p> <p>2 職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。</p> <p>1 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>1 業務継続計画を作成していない。</p> <p>1 職員に対し、業務継続計画について周知していない。</p> <p>2 職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的の実施していない。</p> <p>1 定期的に業務継続計画の見直しを行っていない。</p> <p>2 必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない。</p>	C	(1)認可基準条例第12条第1項
(8)安全計画	<p>1 児童福祉施設の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 安全計画を作成しているか。</p> <p>1 職員に対し、安全計画について周知しているか。</p> <p>2 職員に対し、研修及び訓練を定期的の実施しているか。</p> <p>1 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 安全計画を作成していない。</p> <p>1 職員に対し、安全計画について周知していない。</p> <p>2 職員に対し、研修及び訓練を定期的の実施していない。</p> <p>1 定期的に安全計画の見直しを行っていない</p> <p>2 必要に応じて安全計画の変更を行っていない。</p>	C	(1)認可基準条例第21条の3第1項
(9)自動車を運行する場合の所在の確認	<p>1 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</p>	<p>1 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しているか。</p>	<p>1 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認していない。</p>	A	(1)認可基準条例第21条の4第1項
7 事故防止	<p>1 児童福祉施設の設置者は、定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のための必要となる対策を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者に事故が発生した場合は、速やかに、その者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。</p>	<p>1 児童の心身及び生命に関わる重大な事故が前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に発生していないか。</p> <p>2 事故防止のため、定期的に施設及び設備の点検を行っているか。</p> <p>1 事故が発生した場合に、速やかに、その者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置が講じられているか。</p>	<p>(1)児童の心身及び生命に関わる重大な事故が前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に発生したことがある。</p> <p>(1)事故防止のため、定期的に施設及び設備の点検を行っていない。</p> <p>(1)事故が発生した場合に、速やかに、その者の家族等に連絡が行われていない。</p> <p>(2)事故が発生した場合に、速やかに、必要な措置が講じられていない。</p>	A	(1)認可基準条例第22条第1項
8 防犯対策	<p>1 マニュアルの策定 犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。</p>	<p>1 防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定しているか。</p> <p>2 安全確保の共有等に努めているか。</p>	<p>(1)防災・防犯に関するマニュアルを策定していない。</p> <p>(1)安全確保の共有等に努めていない。</p>	A	(1)児童館ガイドライン第7章4(1)

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
9 虐待の禁止と防止	<p>2 地域ぐるみの安全確保 来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成30年7月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。</p> <p>1 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 <法第33条の10各号に掲げる行為> ・被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ・被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ・被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ・被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>1 地域ぐるみの安全確保に取り組んでいるか。</p> <p>1 職員が児童に対し虐待行為をしていないか。</p>	<p>(1)地域ぐるみの安全確保に取り組んでいない。</p> <p>(1)職員が児童に対し虐待行為をしている。</p>	<p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)児童館ガイドライン第7章4(3)</p> <p>(1)認可基準条例第11条</p>
10 苦情対応	<p>1 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 要望、苦情への対応 ①要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。 ②苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施または保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る市からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>1 利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているか。</p> <p>2 上記苦情解決体制について、施設内への掲示等により、利用者に周知しているか。</p> <p>1 市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>1 社会福祉法第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査への協力を努めているか。</p>	<p>(1)利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置していない。</p> <p>(1)上記苦情解決体制について、施設内への掲示等により、利用者に周知していない。</p> <p>(1)市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>(1)社会福祉法第85条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査への協力を努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第20条第1項 (2)児童館ガイドライン第1章4(4)、第6章3(5)</p> <p>(1)認可基準条例第20条第3項</p> <p>(1)認可基準条例第20条第4項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
11 秘密保持等	<p>1 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 職員が、前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 職員が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、情報管理が適正に行われているか。</p> <p>1 職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1)職員が、前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてしまったことがある。</p> <p>(1)職員が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、情報管理が適正に行われていない。</p> <p>(1)職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じていない。</p>	A B B	<p>(1)認可基準条例第19条第1項 (2)児童館ガイドライン第1章4(3)</p> <p>(1)認可基準条例第19条第2項 (2)児童館ガイドライン第1章4(3)</p> <p>(1)児童館ガイドライン第1章4(3)</p>
12 利用者等への情報提供	<p>1 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	<p>1 活動内容を適切に説明するよう努めているか。</p>	<p>(1)活動内容を適切に説明するよう努めていない。</p>	B	<p>(1)児童館ガイドライン第1章4(2)、第5章1(7)</p>
13 業務の質の評価等	<p>1 児童福祉施設の設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>2 児童館活動及び運営に関する業務活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。</p> <p>3 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。</p>	<p>1 自らその行う業務の評価を行い、常に改善を図っているか。</p> <p>2 上記により、自ら評価を行った結果の公表に努めているか。</p> <p>1 第三者評価を受けているか。</p>	<p>(1)自らその行う業務の評価を行い、改善を図っていない。</p> <p>(1)上記により、自ら評価を行った結果の公表に努めていない。</p> <p>(1)第三者評価を受けていない。</p>	A C C	<p>(1)認可基準条例第6条第3項 (2)児童館ガイドライン第5章1(3)、第6章2(2)</p> <p>(1)児童館ガイドライン第6章2(2)</p>

兒童処遇編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
1	(平成24年12月14日条例第56号)川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	条例
2	(平成30年10月1日子発1001第1号)児童館ガイドラインの改正について	国通知
3	(令和元年6月26日法律第46号)児童虐待の防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	法律

<児童処遇編>

1 子ども理解	P 1
2 児童館の機能・役割	P 1
(1)人権の尊重	P 1
(2)遊び及び生活を通した子どもの発達の増進	P 1
(3)子どもの安定した日常の生活支援	P 1
(4)子どもと家庭が抱える可能性のある問題の発生予防・早期発見と対応	P 1
(5)子育て家庭への支援	P 1
(6)体罰によらない子育てに向けた支援	P 2
(7)子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進	P 2
3 児童館の活動内容	P 2
(1)遊びによる子どもの育成	P 2
(2)子どもの居場所の提供	P 2
(3)子どもが意見を述べる場の提供	P 2
(4)配慮を必要とする子どもへの対応	P 3
(5)子育て支援の実施	P 3
(6)地域の健全育成の環境づくり	P 4
(7)ボランティア等の育成と活動支援	P 4
4 子どもの安全対策・衛生管理	P 4
(1)施設・遊具の安全点検・安全管理	P 4
(2)病気やけがの緊急対応	P 5
(3)アレルギー対策	P 5
(4)感染症対策	P 5
(5)衛生管理	P 5
5 児童館と家庭・学校・地域との連携	P 5
(1)家庭との連携	P 5
(2)学校との連携	P 6
(3)地域及び関係機関との連携	P 6
6 活動内容等の記録	P 6

項目（主眼事項）	基本的考え方	観点（着眼点）	判断基準	評価区分	関係法令等
1 子ども理解	1 児童館では、乳幼児期、児童期、思春期（青年前期）における子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めること。	1 子どもの特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めているか。	1 子どもの特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めていない。	A	(1) 児童館ガイドライン2章
2 児童館の機能・役割 (1) 人権の尊重	1 児童福祉施設の設置者は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 児童館においては、対象となる子どもの国籍、信条、社会的身分によって差別的取扱いをしてはならない。 3 暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な反応、心理的外傷を与える言動等、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 4 児童福祉施設の長は監護、教育及び懲戒に関し必要な措置を取ることができる児童に対し、体罰を加えることはできない。	1 児童の人格を尊重して運営を行っているか。 1 児童に対し差別的取扱いをしていないか。 1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 人格を尊重して運営を行っていない。 (1) 児童に対し差別的取扱いをしている。 (1) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。	A A A	(1) 認可基準条例第6条第1項 (1) 認可基準条例第10条 (1) 認可基準条例第11条 (2) 児童虐待防止法第3条
(2) 遊び及び生活を通した子どもの発達の増進	1 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。 2 子どもの発達特性を理解し、継続的な関わりを通して発達の増進に努めること。	1 長期的・継続的に関わり、子どもの発達の増進に向けた支援を行っている 1 子どもの発達特性を理解し、継続的な関わりを通して発達の増進に努めているか。	(1) 適切な支援を行っていない。 (2) 支援が不十分である。 (1) 子どもの発達特性を理解し、継続的な関わりを通して発達の増進に努めていない。	A B B	(1) 児童館ガイドライン3章-1 (1) 児童館ガイドライン3章-1 (1) 児童館ガイドライン3章-1
(3) 子どもの安定した日常生活支援	1 子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常生活を支援すること。	1 子どもの遊びの拠点と居場所を提供し、安定した日常生活を支援しているか。	(1) 安定した日常生活を支援するための取組をしていない。	A	(1) 児童館ガイドライン3章-2
(4) 子どもと家庭が抱える可能性のある問題の発生予防・早期発見と対応	1 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。	1 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題に対して予防の手立てを講じ、早期発見に努め、問題が発生した場合は専門機関との連携を行っているか。	(1) 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題に対して予防の手立てを講じていない。 (2) 子どもと子育て家庭が抱える問題の早期発見に努めていない。 (3) 子どもと子育て家庭が抱える問題に対して、専門機関と連携をしていない。	A A A	(1) 児童館ガイドライン3章-3 (1) 児童館ガイドライン3章-3 (1) 児童館ガイドライン3章-3
(5) 子育て家庭への支援	1 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。 2 乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。 3 地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努めること。	1 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育て交流の場を提供しているか。 1 乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設けているか。 1 地域の子育て支援ニーズを把握するよう努めているか。	(1) 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育て交流の場を提供していない。 (1) 乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設けていない。 (1) 地域の子育て支援ニーズを把握するよう努めていない。	A B B	(1) 児童館ガイドライン3章-4 (1) 児童館ガイドライン3章-4 (1) 児童館ガイドライン3章-4

項目（主眼事項）	基本的考え方	観点（着眼点）	判断基準	評価区分	関係法令等
(6) 体罰等によらない子育てに向けた支援	1 いかなる理由であれ、子どもへの体罰は法律で禁止されていることを保護者に周知するとともに、施設を利用する保護者が孤立せず子育てしやすくするための支援を行うこと。	1 体罰に関する考え方等の普及に努め、施設を利用する保護者が子育てに悩んだときに適切な支援を行っているか。	(1)普及に努めていない、又は適切な支援を行っていない。	B	(1)児童福祉法等改正法 (2)「体罰等によらない子育てのために」(令和2年2月 厚労省)
(7)子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進	1 地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと。 2 地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体等と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力すること。	1 地域組織活動の育成を支援し、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担っているか。 1 地域で子育てを支え合う環境づくりに協力しているか。	(1)地域の子どもの健全に育成する拠点となっていない。 (1)地域で子育てを支え合う環境づくりに協力していない。	A B	(1)児童館ガイドライン3章-5 (1)児童館ガイドライン3章-5
3 児童館の活動内容 (1)遊びによる子どもの育成	1 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。 2 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。 3 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。 4 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の主体性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。	1 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助しているか。 1 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にしているか。 1 子どもが様々な活動に自発的に取り組めるように援助しているか。	(1)子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助していない。 (1)子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にしていない。 (1)子どもが様々な活動自発的に取り組めるよう援助していない。	A B B	(1)児童館ガイドライン4章-1 (1)児童館ガイドライン4章-1 (1)児童館ガイドライン4章-1
(2)子どもの居場所の提供	1 子どもが安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。 2 中・高校生世代も利用できる施設であることから、思春期の発達特性をよく理解し、実際に利用可能な環境づくりに努めること。	1 子どもが安全に安心して過ごせる環境づくりに努め、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じた援助ができていないか。 1 中・高校生世代の発達特性の理解に基づき、利用しやすい環境づくりに努めているか。	(1)子どもが安全に安心して過ごせる環境づくり、子どもの自発的な活動の尊重、又は必要に応じた援助ができていない。 (1)中・高校生世代の発達特性の理解に基づき、利用しやすい環境づくりに努めていない。	A B	(1)児童館ガイドライン4章-2 (1)児童館ガイドライン4章-2
(3)子どもが意見を述べる場の提供	1 児童館は、子どもの年齢及び発達程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。 1 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようすること。 2 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるよう援助すること。 3 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。	1 子ども同士の意見が尊重されるように努めているか。 1 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようしているか。 1 子ども話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることができるよう援助しているか。 1 子ども視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めているか。	(1)子どもの年齢及び発達程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めていない。 (1)児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようしていない。 (1)子どもの話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることができるよう援助していない。 (1)子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めていない。	A B B B	(1)児童館ガイドライン4章-3 (1)児童館ガイドライン4章-3 (1)児童館ガイドライン4章-3 (1)児童館ガイドライン4章-3

項目（主眼事項）	基本的考え方	観点（着眼点）	判断基準	評価区分	関係法令等
(4) 配慮を必要とする子どもへの対応	<p>1 障害の有無に関わらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。</p> <p>2 家庭や友人関係等に悩みや問題を抱える子どもには、家庭や学校等と連携をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。</p> <p>3 子ども間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一その様な問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。</p> <p>4 子どもの状況や家庭の状況により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域高議会で協議するなど、適切に対応すること。</p> <p>5 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。</p> <p>6 地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、子どもに福祉的課題があると判断した場合には、地域や学校その他相談機関等必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。</p> <p>7 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めること。</p>	<p>1 障害の有無に関わらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境に配慮しているか。</p> <p>1 家庭や学校等と連携をとる等適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮しているか。</p> <p>1 いじめ等の関係が生じない配慮や、問題の早期発見に努める等、適切に対応しているか。</p> <p>1 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には市町村や関係機関と連携する等、適切に対応しているか。</p> <p>1 児童虐待が疑われる場合には、速やかに市町村等に通告しているか。</p> <p>1 包括的な相談窓口として、関係機関等との連携により適切な支援を行っているか。</p> <p>1 障害のある子どもの利用に当たっては、平成25年法律第65号に基づく合理的に配慮に努めているか。</p>	<p>(1) 障害の有無に関わらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境に配慮していない。</p> <p>(1) 家庭や学校等と連携をとる等適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮していない。</p> <p>(1) いじめ等の関係が生じない配慮や、問題の早期発見に努める等、適切に対応していない。</p> <p>(1) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には市町村や関係機関と連携する等、適切に対応していない。</p> <p>(1) 児童虐待が疑われる場合には、速やかに市町村に通告していない。</p> <p>(1) 包括的な相談窓口として、関係機関等との連携により適切な支援を行っていない。</p> <p>(1) 障害のある子どもの利用に当たっては、平成25年法律第65号に基づく合理的に配慮に努めていない。</p>	B	(1) 児童館ガイドライン4章-4
(5) 子育て支援の実施 ア 保護者の子育て支援	<p>1 子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。</p> <p>2 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりを持てるように支援すること。</p> <p>3 児童虐待の予防を心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等へつなぐ役割を果たすこと。</p> <p>4 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。</p>	<p>1 自由に交流できる場所の提供に関して、配慮を行っているか。</p> <p>1 子育て支援活動を適切に実施しているか。</p> <p>1 児童虐待の予防を心掛け、関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等へつなぐ役割を果たしているか。</p> <p>1 妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めているか。</p>	<p>(1) 自由に交流できる場所の提供に関して、配慮を行っていない。</p> <p>(1) 子育て支援活動を実施していない。 (2) 子育て支援活動の取組が不十分である。</p> <p>(1) 児童虐待の予防を心掛け、関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等へつなぐ役割を果たしていない。</p> <p>(1) 妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めていない。</p>	B	(1) 児童館ガイドライン4章-5
イ 乳幼児支援	<p>1 乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設けること。</p> <p>2 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮し計画的、定期的を実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。</p>	<p>1 子育て支援活動は、参加者同士で交流できる場を設けているか。</p> <p>1 子育て支援活動は、子どもの発達課題や年齢等を考慮したうえで計画的、定期的を実施し、参加者が主体的に運営できるよう支援しているか。</p>	<p>(1) 子育て支援活動は、参加者同士で交流できる場を設けていない。</p> <p>(1) 子育て支援活動は、子どもの発達課題や年齢等を考慮したうえで計画的、定期的を実施し、参加者が主体的に運営できるよう支援していない。</p>	B	(1) 児童館ガイドライン4章-5

項目（主眼事項）	基本的考え方	観点（着眼点）	判断基準	評価区分	関係法令等
ウ 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組	1 乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもの成長への見通しを持ち、中・高校生世代をはじめ、小学生も子どもや家庭の大切さを理解することが期待できることから、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。また、実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭やクラブ等との連携を図ること。	1 乳幼児と中・高校生世代等が触れ合う機会を広げるための取組を推進しているか。	(1)乳幼児と中・高校生世代等が触れ合う機会を広げるための取組を推進していない。	B	(1)児童館ガイドライン4章-5
エ 地域の子育て支援	1 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。 2 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしなごら行くこと。 3 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。	1 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たしているか。 1 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にして行っているか。 1 関係機関等と連携を図り、子育てに関するネットワークを築く等、子育てしやすい環境づくりに努めているか。	(1)地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たしていない。 (1)子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にして行っていない。 (1)関係機関等と連携を図り、子育てに関するネットワークを築く等、子育てしやすい環境づくりに努めていない。	B B B	(1)児童館ガイドライン4章-5 (1)児童館ガイドライン4章-5 (1)児童館ガイドライン4章-5
(6)地域の健全育成の環境づくり	1 児童館の活動内容を広報したり、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。 2 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。 3 子どもの健全育成を推進する児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。 4 地域の公園など子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。	1 児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めているか。 1 地域全体で子どもの健全育成を進める環境づくりに努めているか。 1 地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めているか。 1 地域に出向き、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めているか。	(1)児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めていない。 (1)地域全体で子どもの健全育成を進める環境づくりに努めていない。 (1)地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めていない。 (1) 地域に出向き、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めていない。	B B B	(1)児童館ガイドライン4章-6 (1)児童館ガイドライン4章-6 (1)児童館ガイドライン4章-6 (1)児童館ガイドライン4章-6
(7)ボランティア等の育成と活動支援	1 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。 2 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。 3 地域住民がボランティア等として、児童館の活動に参加できる場を提供すること。 4 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職業体験、施設の入入れなどに努めること。	1 児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援しているか。 1 児童館との継続したつながりを意識した取組を行っているか。 1 ボランティア等として活動に参加できる場の提供を行っているか。 1 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職業体験、施設の入入れなどに努めているか。	(1)児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援していない。 1 児童館との継続したつながりを意識した取組を行っていない。 (1)ボランティア等として活動に参加できる場の提供を行っていない。 (1)中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職業体験、施設の入入れなどに努めていない。	B B B	(1)児童館ガイドライン4章-7 (1)児童館ガイドライン4章-7 (1)児童館ガイドライン4章-7 (1)児童館ガイドライン4章-7
4 子どもの安全対策・衛生管理 (1)施設・遊具の安全点検・安全管理	1 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。また、定期点検の記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。	1 安全点検簿やチェックリスト等を設け、毎日点検を実施するとともに、定期点検の記録をとり、改善すべき点には迅速に対応しているか。	(1)安全点検簿やチェックリスト等を設け、毎日点検を実施するとともに、定期点検の記録をとり、改善すべき点には迅速に対応していない。	B	(1)児童館ガイドライン7章-1

項目（主眼事項）	基本的考え方	観点（着眼点）	判断基準	評価区分	関係法令等
(2) 病気やけがの緊急対応	<p>2 児童館を利用する子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。</p> <p>1 子どものけがや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED（自動体外式除細動器）、「エビベン」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置について必要な物品についても用意しておくことが重要であり、AEDの設置が望ましい。</p>	<p>1 利用する子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝えているか。</p> <p>1 応急処置等の研修や訓練に参加し必要な知識と技術の習得に努めているか。</p>	<p>(1) 利用する子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝えていない。</p> <p>(1) 応急処置等の研修や訓練に参加し必要な知識と技術の習得に努めていない。</p>	B	(1) 児童館ガイドライン7章-1
(3) アレルギー対策	<p>1 アレルギーのある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。</p> <p>2 児童館で飲食を伴う活動を実施する時は、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性のあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。保護者と留意事項や緊急時の対応等（「エビベン」の使用や消防署への緊急時登録の有無等）についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。</p>	<p>1 アレルギーのある子どもの利用に当たり、保護者と協力して適切な配慮に努めているか。</p> <p>1 誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めるとともに、緊急時の対応方法が職員間で共有されているか。</p>	<p>(1) アレルギーのある子どもの利用に当たり、保護者と協力して適切な配慮に努めていない。</p> <p>(1) 誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めるとともに、緊急時の対応方法が職員間で共有されていない。</p>	A	(1) 児童館ガイドライン7章-2
(4) 感染症対策	<p>1 感染症の発生教協について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。</p> <p>2 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。</p>	<p>1 感染症発生予防に努め、発生が確認された場合は必要に応じて保健所等に連絡する等、二次感染予防に努めているか。</p> <p>1 感染症等発生時の対応方針をあらかじめ定めている。</p>	<p>(1) 感染症発生予防に努め、発生が確認された場合は必要に応じて保健所等に連絡する等、二次感染予防に努めていない。</p> <p>(1) 感染症等発生時の対応方針をあらかじめ定めていない。</p>	A	(1) 児童館ガイドライン7章-3
(5) 衛生管理	<p>1 感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等が重要である。子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならぬと判断する場合は、市町村と協議のうえで実施し、学校等関係機関に連絡すること。</p> <p>2 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。</p> <p>3 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。</p>	<p>1 手洗いの励行及び施設・設備の衛生管理や、臨時休館時の対応について適正に行われているか。</p> <p>1 保健衛生に十分に配慮しているか。</p> <p>1 行事等で扱う食品は、衛生管理を徹底しているか。</p>	<p>(1) 手洗いの励行及び施設・設備の衛生管理や、臨時休館時の対応について適正に行われていない。</p> <p>(1) 保健衛生に十分に配慮していない。</p> <p>(1) 行事等で扱う食品は、衛生管理を徹底していない。</p>	A	(1) 児童館ガイドライン7章-5
<p>5 児童館と家庭・学校・地域との連携</p> <p>(1) 家庭との連携</p>	<p>1 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。</p> <p>2 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭や学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的な援助を行うこと。また、これについて必ず記録とり、職員間で共有を図るとともに、記録の管理においては、守秘義務及び個人情報保護に留意すること。</p>	<p>1 必要に応じて、家庭に対し支援を行っているか。</p> <p>1 子どもの支援に関わる関係機関等との協力に基づく継続的な援助及び記録の適正な作成・保管がなされているか。</p>	<p>(1) 必要に応じて、家庭に対し支援を行っていない。</p> <p>1 子どもの支援に関わる関係機関等との協力に基づく継続的な援助及び記録の適正な作成・保管がなされていない。</p>	B	(1) 児童館ガイドライン8章-1

項目（主眼事項）	基本的考え方	観点（着眼点）	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)学校との連携	1 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。 2 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を築くこと。	1 学校と必要な情報交換ができていないか。 1 学校との連絡体制が整っているか。	(1)学校との必要な情報交換ができていない。 (1)学校との連絡体制が整っていない。	C C	(1)児童館ガイドライン8章-2 (1)児童館ガイドライン8章-2
(3)地域及び関係機関との連携	1 児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。 2 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。 3 子どもの安全の確保、福祉的課題の支援のため、日頃より警察署（交番）、消防署、民生・児童委員（主任児童委員）、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもの安全と福祉的課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。	1 保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築けるように努めているか。 1 児童館の周知を図り、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いているか。 1 関係機関及び団体等との連携を深めているか。	(1)情報提供を行っていない又は信頼関係を築けていない。 (1)児童館の周知が図れていない又は地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いていない。 (1)関係機関及び団体等との連携を深めていない。	B B B	(1)児童館ガイドライン8章-3 (1)児童館ガイドライン8章-3 (1)児童館ガイドライン8章-3
6 活動内容等の記録	1 子どもの処遇の状況を明らかにする記録を整備すること。 2 児童館を利用する子どもについて、住所・氏名・年齢・緊急時の連絡先等を必要に応じて登録するなどして把握に努めること。	1 子どもの処遇の状況を明らかにする記録を作成しているか。 1 児童館を利用する子どもについて、住所・氏名・年齢・緊急時の連絡先等の把握をしているか。	(1)子どもの処遇の状況を明らかにする記録を作成していない。 (1)児童館を利用する子どもについて、住所・氏名・年齢・緊急時の連絡先等の把握をしていない。	B B	(1)認可基準条例第18条 (1)児童館ガイドライン6章-3

會計編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
1	(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号)社会福祉法人会計基準	省令 社会福祉法人会計基準
2	(平成28年3月31日履見総発0331第7号)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について	国通知 運用上の留意事項
3	(平成28年3月31日履見総発0331第15号)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて	国通知 運用上の取扱い
4	(平成29年3月29日履見総発0329第1号)社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	国通知 入札契約等の取扱通知

<会計編>

1 総則	P 1
(1)社会福祉法人会計の基準	P 1
2 会計帳簿	P 2
(1)会計帳簿の作成	P 2
(2)資産の評価	P 2
(3)負債の評価	P 3
(4)純資産	P 3
3 計算関係書類	P 5
(1)各会計年度に係る計算書類	P 5
(2)会計の区分	P 5
(3)内部取引	P 5
4 資金収支計算書	P 6
(1)資金収支計算書の資金の範囲	P 6
(2)資金収支計算の方法	P 6
(3)資金収支計算書の区分	P 6
(4)資金収支計算書の構成	P 6
(5)資金収支計算書の勘定科目	P 7
5 事業活動計算書	P 7
(1)事業活動計算の方法	P 7
(2)事業活動計算書の区分	P 7
(3)事業活動計算書の構成	P 8
(4)事業活動計算書の勘定科目	P 8
6 貸借対照表	P 8
(1)貸借対照表の区分	P 8
(2)貸借対照表の勘定科目	P 8
7 計算書類の注記	P 9

8 附属明細書	P 10
----------------	-------------

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>1 総則 (1)社会福祉法人会計の基準</p>	<p>1 社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。</p> <p><管理組織の確立> (1)法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。 また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。 (2)会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。 (3)施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこと。なお以下省略。 (4)法人は、上記事項を考慮し、省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。</p> <p><予算と経理> (1)法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成する。 また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。 (2)法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。 なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りでない。 (3)省略</p> <p><決算> 決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類(資金収支計算書(法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書)、事業活動計算書(法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書)及び貸借対照表(法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、所轄庁に提出しなければならない。</p> <p><入札契約関係> 各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はまだまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。</p>	<p>1 社会福祉法人会計基準(以下「会計基準省令」という)に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録を作成しているか。</p> <p>2 計算書類の金額が実際の預金額と一致するなど適正に作成されているか。</p> <p>1 会計責任者と出納職員が、内部牽制に配慮して別々に任命されているか。</p> <p>2 施設利用者から預かる金銭等を含め、現預金等の出納管理が適正にされているか。</p> <p>3 適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めているか。</p> <p>4 拠点区分ごとに予算を編成し、資金収支予算書が作成されているか。</p> <p>5 月次試算表の作成等、予算に基づいた事業活動が意識されているか。</p> <p>6 年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合(軽微なものを除く)に、補正予算が編成されているか。</p> <p>7 毎会計年度終了後3か月以内に計算書類(各書類の確認は後掲)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録について評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、所轄庁に提出しているか。</p> <p>8 各法人で行う入札契約について、随意契約及び競争契約の基準等が各法人の策定する経理規程等において明確にされており、そのとおり執行されているか。</p>	<p>(1)会計基準省令に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録を作成していない。</p> <p>(1)計算書類が実際の預金額と一致しないなど適正に作成されていない。</p> <p>(1)会計責任者と出納職員が、内部牽制に配慮して別々に任命されていない。</p> <p>(1)施設利用者から預かる金銭等を含め、現預金等の出納管理が適正にされていない。</p> <p>(1)適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めていない。</p> <p>(1)拠点区分ごとに予算を編成し、資金収支予算書が作成されていない。</p> <p>(1)月次試算表の作成等、予算に基づいた事業活動が意識されていない。</p> <p>(1)年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合(軽微なものを除く)に、補正予算が編成されていない。</p> <p>(1)毎会計年度終了後3か月以内に計算書類(各書類の確認は後掲)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録について評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、所轄庁に提出していない。</p> <p>(1)各法人で行う入札契約について、随意契約及び競争契約の基準等が各法人の策定する経理規程等において明確にされておらず、不正又は不当な事実がある。</p> <p>(2)各法人で行う入札契約について、随意契約及び競争契約の基準等が各法人の策定する経理規程等において明確にされていないが、そのとおり執行されていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第1条第1項</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第1条第2項 (2)運用上の留意事項1～3 (3)入札契約等の取扱通知</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>2 会計帳簿</p> <p>(1)会計帳簿の作成</p> <p>(2)資産の評価</p>	<p>1 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。</p> <p><予算と経理></p> <p>(1)(2)省略</p> <p>(3)会計帳簿は、原則として、各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備えおくものとする。</p> <p>1 資産については、次の項から第6項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。</p> <p><固定資産管理台帳について></p> <p>基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。</p> <p>2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第2項において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。</p> <p><減価償却について></p> <p>(1)減価償却の対象</p> <p>耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価値が減ずる有形固定資産及び無形固定資産(ただし、取得価額が少額のものを除く。以下「償却資産」という)に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。</p> <p>なお、土地など減価が生じない資産(非償却資産)については、減価償却を行うことができないものとする。</p> <p>(2)減価償却の方法</p> <p>減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。</p> <p>また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。</p> <p>なお、償却方法は、拠点区分ごとに、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。</p> <p>(3)減価償却累計額の表示</p> <p>有形固定資産(有形リース資産を含む)に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法(以下「直接法」という)又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法(以下「間接法」という)のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨がない。</p> <p>無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。</p> <p>3 会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。</p> <p>4 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。</p> <p>5 満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。第29条第1項第11号において同じ。)以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。</p>	<p>1 会計帳簿として、拠点区分ごとに、仕訳日記帳及び総勘定元帳を書面又は電磁的記録をもって作成し、備え置いているか。</p> <p>1 資産について、会計帳簿に取得価額を付しているか。</p> <p>1 有形及び無形固定資産について、会計年度末日で、相当の償却をしているか。</p> <p>1 会計年度末日における時価が取得原価より著しく低い資産について、時価を付しているか。</p> <p>1 受取手形、未収金、貸付金等の債権について、会計年度末日における徴収不能見込み額を控除しているか。</p> <p>1 満期保有目的の債権以外の市場価格のある有価証券について、会計年度末日における時価を付しているか。</p>	<p>(1)会計帳簿として、拠点区分ごとに、仕訳日記帳及び総勘定元帳を書面又は電磁的記録をもって作成し、備え置いていない。</p> <p>(1)資産について、会計帳簿に取得価額を付していない。</p> <p>(1)有形及び無形固定資産について、会計年度末日で、相当の償却をしていない。</p> <p>(1)会計年度末日における時価が取得原価より著しく低い資産について、時価を付していない。</p> <p>(1)受取手形、未収金、貸付金等の債権について、会計年度末日における徴収不能見込み額を控除していない。</p> <p>(1)満期保有目的の債権以外の市場価格のある有価証券について、会計年度末日における時価を付していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第3条第2項</p> <p>(2)運用上の留意事項2</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第4条第1項</p> <p>(2)運用上の留意事項27</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第4条第2項</p> <p>(2)運用上の取扱い16</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第4条第3項</p> <p>(2)運用上の取扱い17</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第4条第4項</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第4条第5項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)負債の評価	<p>6 棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。</p> <p>1 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。</p> <p>2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。</p> <p>①賞与引当金 ②退職給付引当金</p> <p><引当金について></p> <p>(1)将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。</p> <p>(2)原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。</p> <p>また、徴収不能引当金は、直接法又は間接法のいずれかを選択して、当該金銭債権から控除するものとする。</p> <p>(3)職員に対して賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。</p> <p>(4)職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。なお、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上するものとする。なお、退職慰労金を支給した際、支給金額については役員退職慰労金支出に計上するものとする。</p>	<p>1 棚卸資産について、会計年度末日における時価が取得原価より低いときに、時価を付しているか。</p> <p>1 負債について、会計帳簿に債務額を付しているか。</p> <p>1 引当金について、会計年度末日において、当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付しているか。</p>	<p>(1)棚卸資産について、会計年度末日における時価がその時の取得原価より低いときに、時価を付していない。</p> <p>(1)負債について、会計帳簿に債務額を付していない。</p> <p>(1)引当金について、会計年度末日において、当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第4条第6項</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第5条第1項</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第5条第2項 (2)運用上の取扱い18</p>
(4)純資産	<p>1 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。</p> <p><基本金への組入れについて></p> <p>会計基準省令第6条第1項に規定する基本金は以下のものとする。</p> <p>(1)社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額</p> <p>(2)前号の資産の取得等に係る借入金元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額</p> <p>(3)施設の創設及び増築等に運転資金に充てるために收受した寄附金の額</p> <p>また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。</p> <p><基本金の取崩しについて></p> <p>社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。</p>	<p>1 基本金に、事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上しているか。</p> <p>2 寄附金及び寄附物品を收受した場合に、寄附者から寄附申込書を受けているか。</p> <p>3 寄附金及び寄附物品を收受した場合に、適正に寄附金収益明細書を作成しているか。</p> <p>4 基本金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っているか。</p>	<p>(1)基本金に、事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上していない。</p> <p>(1)寄附金及び寄附物品を收受した場合に、寄附者から寄附申込書を受けていない。</p> <p>(1)寄附金及び寄附物品を收受した場合に、適正に寄附金収益明細書を作成していない。</p> <p>(1)4 基本金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第6条第1項 (2)運用上の取扱い11、12 (3)運用上の留意事項9</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p><寄附金の取扱い> (1)金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収益又は施設整備等寄附金収益として計上するものとする。 (2)寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上する。 土地など支払資金の増減に影響しない寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支計算書には経常しないものとする。 ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。 なお、寄附金及び寄附物品を收受した場合には、寄附者から寄附申込書を受けるとし、寄附金収益明細書を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。 (3)省略</p> <p>2 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(第22条第4項において「国庫補助金等」という)の額を計上するものとする。 <国庫補助金等特別積立金への積立てについて> 会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。 (1)施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等の額を計上するものとする。 (2)設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。 また、会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。</p> <p><国庫補助金等特別積立金の取崩しについて> 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。 したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。 また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。</p> <p>3 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。</p>	<p>1 国庫補助金等特別積立金に、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金等の額を計上しているか。 2 国庫補助金等特別積立金の取崩しが適正に行われているか。</p> <p>1 その他の積立金に、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を、計上しているか。 2 その他の積立金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っているか。</p>	<p>(1)国庫補助金等特別積立金に、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金等の額を計上していない。 (1)国庫補助金等特別積立金の取崩しが適正に行われていない。</p> <p>(1)その他の積立金に、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を、計上していない。 (1)その他の積立金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っていない。</p>	<p>A A A A</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第6条第2項 (2)運用上の取扱い9、10</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第6条第3項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>3 計算関係書類</p> <p>(1)各会計年度に係る計算書類</p>	<p>1 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。</p> <p>法第45条の27第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人単位貸借対照表 ・貸借対照表内訳表 ・事業区分貸借対照表内訳表 ・拠点区分貸借対照表 ・法人単位資金収支計算書 ・資金収支内訳表 ・事業区分資金収支内訳表 ・拠点区分資金収支計算書 ・法人単位事業活動計算書 ・事業活動内訳表 ・事業区分事業活動内訳表 ・拠点区分事業活動計算書 <p>社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉法第45条の32第1項に規定する計算書類等 ② 同法第45条の34第2項に規定する財産目録等 <p>前項に規定する財務関係書類の提出は、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の財務関係書類の提出に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に法人全体の直近の貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書の提出と併せて行うものとする。</p>	<p>1 社会福祉法、会計基準省令、設置認可等通知及び市取扱要綱に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類(保育事業に係る区分の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び現況報告書、各拠点区分に係る収支予算書、収支計算書又は損益計算書(当該収支計算又は損益計算に係る明細書及び内訳表を含む)及び貸借対照表、加えて企業会計による場合は、保育事業に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書)が、作成されているか。</p> <p>2 上記1に規定する計算書類が、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に、その他の計算書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書と併せて提出されているか。</p>	<p>1 社会福祉法、会計基準省令、設置認可等通知及び市取扱要綱に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類(保育事業に係る区分の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び現況報告書、各拠点区分に係る収支予算書、収支計算書又は損益計算書(当該収支計算又は損益計算に係る明細書及び内訳表を含む)及び貸借対照表、加えて企業会計による場合は、保育事業に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書)が、作成されていない。</p> <p>(1)上記1に規定する計算書類が、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に、その他の計算書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書と併せて提出されていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)社会福祉法第45条の27第2項</p> <p>(2)社会福祉法人会計基準第7条の2第1項</p> <p>(3)社会福祉法第59条</p> <p>(1)社会福祉法第45条の27第2項</p> <p>(2)社会福祉法人会計基準第7条の2第1項</p> <p>(3)社会福祉法第59条</p>
<p>(2)会計の区分</p>	<p>1 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。</p> <p><会計の区分経理></p> <p>特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。</p> <p>本市の民間保育所にあつては、運営基準条例第33条に規定する区分経理により、本市の会計年度と合致させた特定教育・保育事業に係る会計区分(以下「事業区分」という。)の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び保育所を営する事業に係る現況報告書を作成するほか、施設ごとに独立した会計区分(以下「拠点区分」という。)を設け、拠点区分の収支予算書、収支計算書又は損益計算書(当該収支計算又は損益計算に係る明細書・内訳書を含む。)及び貸借対照表を作成するものとする。【再掲】</p> <p>2 拠点区分には、サービス区分(社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。以下同じ。)を設けなければならない。</p>	<p>1 計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けているか。</p> <p>1 拠点区分に必要な応じてサービス区分を設けているか。</p>	<p>(1)計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けていない。</p> <p>(1)拠点区分に必要な応じてサービス区分を設けていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第10条第1項</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第10条第2項</p>
<p>(3)内部取引</p>	<p>1 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をするものとする。</p>	<p>1 計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をしているか。</p>	<p>(1)計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をしていない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第11条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>4 資金収支計算書</p> <p>(1)資金収支計算書の資金の範囲</p> <p>(2)資金収支計算の方法</p> <p>(3)資金収支計算書の区分</p> <p>(4)資金収支計算書の構成</p>	<p>1 資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明確に表示するものでなければならない。</p> <p>支払資金は、流動資産及び流動負債(経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。))を除く。とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額とする。</p> <p><支払資金について></p> <p>資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収され現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産(貯蔵品を除く)を除くものとする。支払資金残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。</p> <p>1 資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。</p> <p>2 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。</p> <p><共通支出及び共通費用の配分について></p> <p>資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。</p> <p>一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。</p> <p>なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。</p> <p>1 資金収支計算書は、次の収支に区分するものとする。</p> <p>①事業活動による収支 ②施設整備等による収支 ③その他の活動による収支</p> <p>1 前条第1号に掲げる事業活動による収支には、経常的な事業活動による収入(受取利息配当金収入を含む)及び支出(支払利息支出を含む)を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載するものとする。</p> <p>2 前条第2号に掲げる施設整備等による収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載するものとする。</p>	<p>1 支払資金残高が、流動資産と流動負債の差額となっているか。</p> <p>1 資金収支計算を、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行っているか。</p> <p>1 資金収支計算を行うに当たって、複数の区分に共通する収入及び支出があった場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分しているか。</p> <p>1 資金収支計算書が適正な収支区分に区分されているか。</p> <p>1 経常的な事業活動による収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載しているか。</p> <p>1 施設整備等による収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載しているか。</p>	<p>(1)支払資金残高が、流動資産と流動負債の差額となっていない。</p> <p>(1)資金収支計算を、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行っていない。</p> <p>(1)資金収支計算を行うに当たって、複数の区分に共通する収入及び支出があった場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分していない。</p> <p>(1)資金収支計算書が適正な収支区分に区分されていない。</p> <p>(1)経常的な事業活動による収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載していない。</p> <p>(1)施設整備等による収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第12条 (2)社会福祉法人会計基準第13条 (3)運用上の取扱い5</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第14条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第14条第2項 (2)運用上の取扱い7</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第15条</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第16条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第16条第2項 (2)運用上の留意事項8</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等	
(5)資金収支計算書の勘定科目	<p><借入金取扱い> 借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理することとする。 なお、資金を借り入れた場合については、借入金明細書を作成し、借入先、借入額及び償還額等を記載することとする。その際以下省略</p>	2 施設整備等に係る借入金その他の借入金について、適正に借入金明細書が作成され、管理がされているか。	(1)施設整備等に係る借入金その他の借入金について、適正に借入金明細書が作成され、管理がされていない。	A		
	3 前条第3号に掲げるその他の活動による収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入(受取利息配当金収入を除く)及び支出(支払利息支出を除く)並びに同条第1号及び第2号に掲げる事業活動及び施設整備等による収支に属さない収入及び支出を記載し、同条第3号に掲げる収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載するものとする。	1 その他の活動による収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載しているか。	(1)その他の活動による収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載していない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第16条第3項	
	4 資金収支計算書には、第1項の事業活動資金収支差額、第2項の施設整備等資金収支差額及び前項のその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載し、これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。	1 事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載しているか。	(1)事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載していない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第16条第4項	
	5 法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。	2 当期資金収支差額合計に前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載しているか。	(1)当期資金収支差額合計に前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載していない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第16条第4項	
	6 前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、理由を備考欄に記載するものとする。	1 資金収支計算書について、当該会計年度の決算の額と予算の額と対比して記載しているか。	(1)資金収支計算書について、当該会計年度の決算の額と予算の額と対比して記載していない。	C	(1)社会福祉法人会計基準第16条第5項	
		2 資金収支計算書において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目について、その理由を備考欄に記載しているか。	(1)資金収支計算書において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目について、その理由を備考欄に記載していない。	C	(1)社会福祉法人会計基準第16条第6項	
	1 資金収支計算書に記載する勘定科目は、別表第1のとおりとする。	1 資金収支計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第1のとおりとなっているか。	(1)資金収支計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第1のとおりとなっていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第18条	
		2 利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされているか。	(1)利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされていない。	B		
	5 事業活動計算書 (1)事業活動計算の方法	1 事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。 事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。	1 事業活動計算が、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行われているか。	(1)事業活動計算が、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行われていない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第20条第1項 (2)社会福祉法人会計基準第19条
	(2)事業活動計算書の区分	2 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。	1 事業活動計算に当たって、複数の区分に共通する収益及び費用がある場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分しているか。	(1)事業活動計算に当たって、複数の区分に共通する収益及び費用がある場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分していない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第20条第2項
	1 事業活動計算書は、次の収支に区分するものとする。 ①サービス活動増減の部 ②サービス活動外増減の部 ③特別増減の部 ④繰越活動増減差額の部	1 事業活動計算書が適正な収支区分に区分されているか。	(1)事業活動計算書が適正な収支区分に区分されていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第21条	

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)事業活動計算書の構成	<p>1 前条第1号に掲げるサービス活動増減の部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。</p> <p>2 前条第2号に掲げるサービス活動外増減の部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。</p> <p>3 事業活動計算書には、第1項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。</p> <p>4 前条第3号に掲げる特別増減の部には、第6条第1項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益(金額が僅少なものを除く。)を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合には、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。</p> <p>5 事業活動計算書には、第3項の経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載するものとする。</p> <p>6 前条第4号に掲げる繰越活動増減の部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。</p>	<p>1 サービス活動による収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載しているか。</p> <p>1 サービス活動以外の原因による収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載しているか。</p> <p>1 サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載しているか。</p> <p>1 特別増減の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載しているか。</p> <p>1 経常増減差額に特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載しているか。</p> <p>1 当期活動増減差額に前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載しているか。</p>	<p>(1)サービス活動による収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載していない。</p> <p>(1)サービス活動以外の原因による収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載していない。</p> <p>(1)サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載していない。</p> <p>(1)特別増減の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載していない。</p> <p>(1)経常増減差額に特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載していない。</p> <p>(1)当期活動増減差額に前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載していない。</p>	A A A A A A	(1)社会福祉法人会計基準第22条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第2項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第3項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第4項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第5項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第6項
(4)事業活動計算書の勘定科目	1 事業活動計算書に記載する勘定科目は、別表第2のとおりとする。	1 事業活動計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第2のとおりとなっているか。 2 利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされているか。	(1)事業活動計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第2のとおりでない。 (1)利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされていない。	B B	(1)社会福祉法人会計基準第24条
6 貸借対照表 (1)貸借対照表の区分	<p>1 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。 貸借対照表は、資産の部、負債の部、純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。</p> <p>2 純資産の部は、基本金、国庫補助金特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。</p>	<p>1 貸借対照表が、資産の部、負債の部、純資産の部に区分され、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分されているか。</p> <p>1 純資産の部が、基本金、国庫補助金特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分されているか。</p>	<p>(1)貸借対照表が、資産の部、負債の部、純資産の部に区分され、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分されていない。</p> <p>(1)純資産の部を、基本金、国庫補助金特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分されていない。</p>	B B	(1)社会福祉法人会計基準第25条 (1)社会福祉法人会計基準第26条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第26条第2項
(2)貸借対照表の勘定科目	1 貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第3のとおりとする。	1 貸借対照表に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第3のとおりとなっているか。	(1)貸借対照表に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第3のとおりでない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第28条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
7 計算書類の注記	<p>1 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>①会計年度末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提(以下この号において「継続事業の前提」という)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項</p> <p>②資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針</p> <p>③重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額</p> <p>④法人で採用する退職給付制度</p> <p>⑤法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分</p> <p>⑥基本財産の増減の内容及び金額</p> <p>⑦基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額</p> <p>⑧担保に供している資産に関する事項</p> <p>⑨固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高</p> <p>⑩債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高</p> <p>⑪満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益</p> <p>⑫関連当事者との取引の内容に関する事項</p> <p>⑬重要な偶発債務</p> <p>⑭重要な後発事象</p> <p>⑮その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項</p> <p>前項第12号に規定する「関連当事者」とは次に掲げる者をいう。</p> <p>①当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者</p> <p>②前号に掲げる者の近親者</p> <p>③前2号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人</p> <p>④支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第6号において同じ)</p> <p>⑤被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう)</p> <p>⑥当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人</p> <p>前項第4号及び第5号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。</p> <p>①1の法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう)又は評議員</p> <p>②1の法人の職員</p> <p><計算書類に対する注記について></p> <p>法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記は、それぞれ別紙1及び別紙2のとおりとする。</p> <p>なお、法人全体で記載する注記は、会計基準省令第3号第3様式(事業区分貸借対照表内訳表)の後に、拠点区分で記載する注記は、会計基準省令第3号第4様式(拠点区分貸借対照表)の後に記載するものとする。</p> <p>2 計算書類には、拠点区分ごとに第1項第2号から第11号まで、第14号及び第16号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が1の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。</p>	1 計算書類に、拠点区分ごとについて必要な事項を注記しているか。	(1)計算書類に、拠点区分ごとについて必要な事項を注記していない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第29条第4項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価 区分	関係法令等
8 附属明細書	<p>1 法第45条の27第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第1号から第7号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第8号から第19号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。</p> <p>①借入金明細書 ②寄附金収益明細書 ③補助金事業等収益明細書 ④事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 ⑤事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 ⑥基本金明細書 ⑦国庫補助金等特別積立金明細書 ⑧基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書 ⑨引当金明細書 ⑩拠点区分資金収支明細書 ⑪拠点区分事業活動明細書 ⑫積立金・積立資産明細書 ⑬サービス区分間繰入金明細書 ⑭サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 ⑮～⑱就労支援事業関係の明細書につき省略 ⑲授産事業関係の明細書につき省略</p>	1 拠点区分の計算書類の附属明細書は適正に作成されているか。	(1)拠点区分の計算書類の附属明細書が適正に作成されていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第30条第1項